



## 省エネ家電（電気冷蔵庫）の買替えを支援します

ご家庭における省エネルギー家電の普及を推進するため、ご自宅で使用されている電気冷蔵庫を、最新の省エネ基準を満たす製品に買い替える費用の一部を補助します。

### ■補助金の交付要件

#### ○省エネ家電に関する要件

- ・令和6年4月1日以降に、阿南市内に所在する事業所（家電販売店等）において購入した未使用の電気冷蔵庫で、省エネ基準（目標年度 2021 年度）達成率 100%以上の製品であること
- ・阿南市内のご自宅でお使いの冷蔵庫を撤去・処分し（買い替え）、令和7年3月28日までに設置を完了したものであること

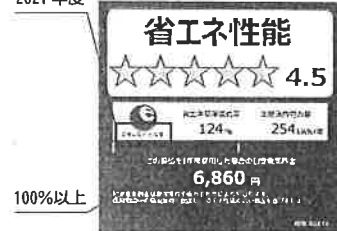
#### ○申請者に関する要件

- ・阿南市民であること（申請時に阿南市に住民票のある方）
- ・市税等の滞納のない方

#### ○その他の要件

- ・購入代金の支払いは、現金・クレジットカード・電子マネー・商品券による一括払いに限る

2021 年度



100%以上

▲製品に表示されている統一省エネラベル

### ■補助金の交付額

購入店舗	電気冷蔵庫の容量	補助金の交付額
阿南市に本店登記のある法人又は阿南市に住所を有する個人が運営する阿南市内の店舗・事業所	400 リットル以上	30,000 円/台
	400 リットル未満	15,000 円/台
上記に該当しない阿南市内の店舗・事務所	400 リットル以上	10,000 円/台
	400 リットル未満	5,000 円/台

### ■申請方法

阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、必要書類（様式第2号の「5添付書類」をいう。）を添えて、窓口への持参、郵送、電子メール、電子申請のいずれかの方法により、環境保全課まで提出してください。

なお、様式第2号は、窓口のほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

また、郵送等、申請に係る費用は、申請者の負担となります。

### ■受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月28日まで

※交付決定額（交付決定見込額を含む）が予算額に達した時点で、受付を終了します。

交付決定額の累計額は、随時、市ホームページでお知らせします。

### ■製品を購入される前に必ずご確認ください

- ・省エネ基準（目標年度 2021 年度）達成率 100%以上の製品であることを確認してください。
- ・阿南市外の店舗等や通信販売による購入は、対象となりません。
- ・リース又は分割払いによる購入は、対象となりません。
- ・申請には、領収書のほか、メーカー保証書、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写しも必要です。

### ■申請先・問い合わせ

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 阿南市役所 環境保全課

電話 22-3413

電子メール kankyou@anan.i-tokushima.jp

窓口の受付 平日午前8時30分から17時15分まで（土日・夜間は受付できません）



市ホームページ